

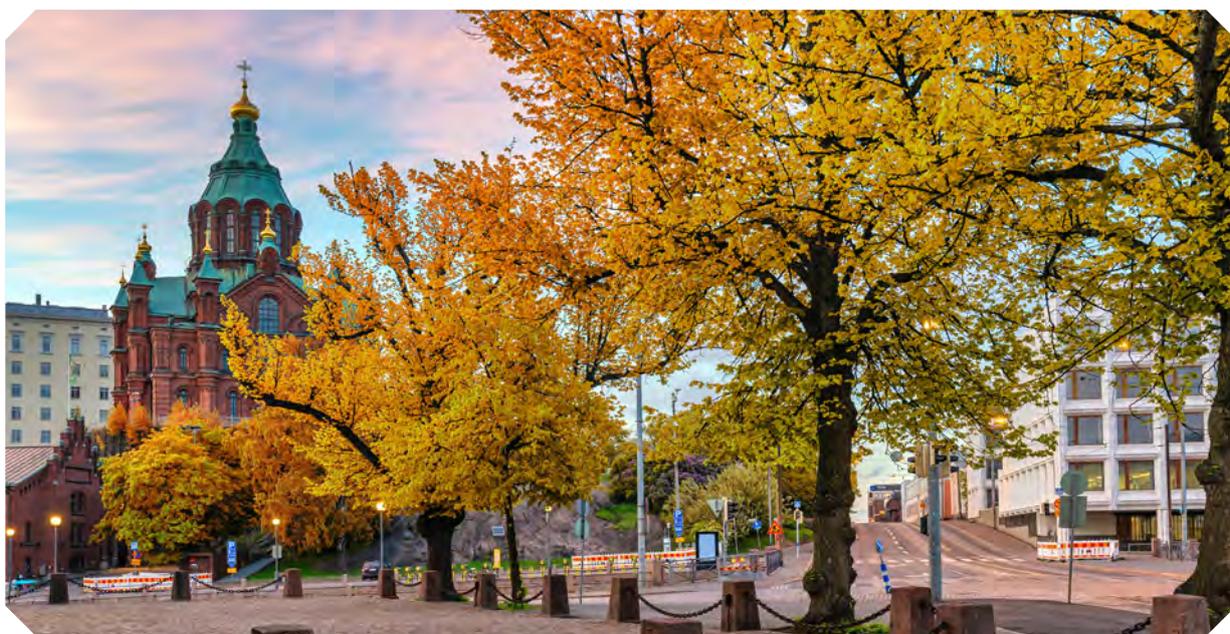
葵総合経営センター

NEWS LETTER

11
2025

春の桜と共に日本の四季を感じさせてくれる紅葉。昼夜の気温差が大きいほど、美しくなるそうです。今年の紅葉はどのように楽しめますか？

掲載内容に関してご不明点等があれば、お気軽に当事務所までお問い合わせください。



Special × feature

- ◆令和7年分年末調整 申告書様式の変更ポイント
- ◆健康保険の扶養の収入要件 19歳～22歳は150万円に拡大
- ◆中小企業の従業者1人当たり付加価値額の推移
- ◆社員の能力開発を処遇に反映している事業所割合

令和7年分年末調整 申告書様式の変更ポイント

令和7年分の年末調整では、令和7年度税制改正により留意すべき点があります。国税庁が公表した令和7年分の年末調整に係る申告書について、様式の変更と主な留意点を確認します。

年末調整に影響のある 主な改正

令和7年分の年末調整を行うにあたり影響のある改正は、主に次のとおりです。

基礎控除	① 合計所得金額が 2,350万円 以下である場合の控除額を 10万円 引き上げて 58万円 とする ② 居住者は特例として、合計所得金額が 655万円 以下である場合に、合計所得金額に応じて最大 37万円 を加算				
給与所得控除	① 給与の収入金額 190万円 以下について、給与所得控除額を一律 65万円 に ② ①に伴い、「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」を改正				
特定親族特別控除	居住者が 19歳以上23歳未満 の一定の親族等を有する場合に、その親族等の合計所得金額に応じて最大 63万円 を控除				
扶養親族等の所得要件	扶養控除等の対象となる所得要件を 10万円 引き上げて、次とする <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> 扶養親族 同一生計配偶者 ひとり親の生計を一にする子 </td> <td style="text-align: center;">58万円以下</td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> 勤労学生 </td> <td style="text-align: center;">85万円以下</td> </tr> </table>	<ul style="list-style-type: none"> 扶養親族 同一生計配偶者 ひとり親の生計を一にする子 	58万円以下	<ul style="list-style-type: none"> 勤労学生 	85万円以下
<ul style="list-style-type: none"> 扶養親族 同一生計配偶者 ひとり親の生計を一にする子 	58万円以下				
<ul style="list-style-type: none"> 勤労学生 	85万円以下				

変更された年末調整の申告書

(1) マル基配所に申告書が追加

基礎控除申告書、配偶者控除等申告書、所得金額調整控除申告書が兼用となった書類（マル基配所）に“特定親族特別控除申告書”が加わり、《給与所得者の基礎控除申告書 兼

給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 給与所得者の特定親族特別控除申告書 兼 所得金額調整控除申告書》（マル基配特所）となりました。1枚の用紙に4つの申告書が組み込まれているため、これまで以上に確認もれがないように注意する必要があります。

各申告書について、今回の改正に伴う様式の変更と主な留意点は、次のとおりです。

(2) 基礎控除申告書

基礎控除の改正により、控除額の計算での判定区分が増えました。また、様式の変更はありませんが、給与所得の所得金額の計算にあたり、改正後の給与所得控除額で計算するため、注意が必要です。

○基礎控除申告書（一部抜粋）

○ あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算

所得の種類	収入金額	所得金額
(1) 給与所得		円
(2) 給与所得以外の所得の合計額		円
あなたの本年中の合計所得金額の見積額 (1)と(2)の合計額		円

○ 控除額の計算

判定	収入金額	所得金額
判	<input type="checkbox"/> 132万円以下	95万円
	<input type="checkbox"/> 132万円超 336万円以下	88万円
	<input type="checkbox"/> 336万円超 489万円以下 (A)	68万円
定	<input type="checkbox"/> 489万円超 655万円以下	63万円
	<input type="checkbox"/> 655万円超 900万円以下 (B)	58万円
	<input type="checkbox"/> 900万円超 950万円以下 (C)	58万円
定	<input type="checkbox"/> 950万円超 1,000万円以下	58万円
	<input type="checkbox"/> 1,000万円超 2,350万円以下	48万円
	<input type="checkbox"/> 2,350万円超 2,400万円以下	32万円
	<input type="checkbox"/> 2,400万円超 2,450万円以下	32万円
	<input type="checkbox"/> 2,450万円超 2,500万円以下	16万円

区分 I

基礎控除の額

円

※ 「区分 I」及び「基礎控除の額」欄は「控除額の計算」の表を参考に記載してください。

(3) 配偶者控除等申告書

同一生計配偶者の所得要件の改正により、

健康保険の扶養の収入要件 19歳～22歳は150万円に拡大

10月から、健康保険の被扶養者となる家族の要件の一部が変わりました。これは、令和7年度税制改正で新たに「特定親族」が設けられ、特定親族特別控除が創設されたことに合わせた変更です。

10月からの制度

税制と同様、健康保険においても、19歳～22歳の家族を扶養する場合について、要件の見直しが行われました。年間の収入要件の拡大です。

被扶養者として認定を受けるためには、年間の収入が130万円未満（60歳以上または一定の障害者は180万円未満）であることが要件となっています。この130万円未満という要件について、**扶養の認定を受ける日が2025年10月1日以降であり、扶養の認定を受ける家族が19歳～22歳の場合は、150万円未満に変更されました。**

なお、2025年10月1日以降の届出で、2025年9月末までの期間について認定する場合、年間の収入は「130万円未満」で判定されます。

また、19歳～22歳の配偶者は、従来どおり130万円未満であることが要件となりますので、ご注意ください。

年間の収入の判定

年間の収入が150万円未満かどうかの判定は、所得税法上のとらえ方と異なるため、注意

が必要です。

ここでいう「年間の収入」とは、過去の収入、現時点の収入または将来の収入の見込みなどから、今後1年間の収入を見込んで算出した額です。

また、所得税法上は一定の通勤手当や食事手当が非課税となる取り扱いがありますが、健康保険の収入にはこれらも含むこととなります。

年齢要件の判定

年齢は、扶養の認定を受ける日が属する年の12月31日時点の年齢で判定されます。

年齢の判定は民法の期間に関する規定を準用し、誕生日の前日に年齢が加算されます。そのため、1月1日が誕生日の人は、12月31日に年齢が加算されます。

このように所得税と社会保険（健康保険）では、取り扱いに細かな違いがあります。まもなく年末調整の季節を迎えますが、従業員が誤った認識のまま判断しないよう、周知や注意喚起が必要です。早めにご準備ください。

中小企業の従業者 1人当たり付加価値額の推移

今年も地域別最低賃金の大幅な引き上げが行われます。賃上げに対応していくには、生産性向上を通じた収益力の強化が欠かせません。ここでは、7月に発表された調査結果^{*}から、中小企業の従業者1人当たり付加価値額の推移をみていきます。

平均は615万円に

上記調査結果から、産業別に中小企業（法人企業）の従業者1人当たり付加価値額の推移をまとめると、下表のとおりです。

2023年度の法人企業合計は615万円で、前年度比2.9%の増加となりました。産業別の付加価値額をみると、不動産業、物品賃貸業だけが1,000万円を超えています。次いで、卸売業、建設業、学術研究、専門・技術サービス業、情報通信業が700万円台となりました。

前年度比をみると、不動産業、物品賃貸業以外は増加しています。特に宿泊業、飲食サービ

ス業は20%以上、小売業は10%以上の増加を示しています。

同業との比較を

付加価値は、企業が自社の事業活動を通じて新たに生み出した価値であり、収益に関わる重要な要素です。例えば、同じ従業者数で付加価値額が増加する場合、生産性が向上したことを示します。

自社の付加価値額は、同業の平均と比べてどうなのかを確認し、さらなる生産性向上につなげてはいかがでしょうか。

産業大分類別中小企業（法人企業）の従業者1人当たりの付加価値額（万円、%）

	2021年度	2022年度	2023年度	前年度比
法人企業合計	580.999	597.940	615.293	2.9
建設業	728.294	685.043	722.635	5.5
製造業	639.290	657.144	665.691	1.3
情報通信業	676.578	661.700	715.749	8.2
運輸業、郵便業	548.519	574.896	614.476	6.9
卸売業	702.902	748.489	774.766	3.5
小売業	414.809	408.419	456.985	11.9
不動産業、物品賃貸業	1,317.288	1,538.576	1,325.986	-13.8
学術研究、専門・技術サービス業	701.365	671.207	720.674	7.4
宿泊業、飲食サービス業	234.651	238.659	289.637	21.4
生活関連サービス業、娯楽業	433.639	461.511	497.453	7.8
サービス業（他に分類されないもの）	404.243	395.236	396.628	0.4

中小企業庁「令和6年中小企業実態基本調査（令和5年度決算実績）確報」より作成

※中小企業庁「令和6年中小企業実態基本調査（令和5年度決算実績）確報」

ここでの付加価値額は、付加価値額 = (売上原価のうち労務費、動産・不動産賃借料、減価償却費) + (販売費及び一般管理費のうち人件費、動産・不動産賃借料、減価償却費、租税公課) + (営業外費用のうち支払利息・割引料) + 経常利益 + 能力開発費（従業員教育費）で求めた額になります。詳細は次のURLのページより確認いただけます。

<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?tclass=000001230645&cycle=7&year=20240>

社員の能力開発を 処遇に反映している事業所割合

従業員の能力開発は、生産性の向上による収益力の強化に有効です。この能力開発への取組を活発にする方法として、処遇への反映があります。ここでは、今年6月に発表された調査結果から、社員の能力開発の処遇への反映状況などについて、みていきます。

正社員は7割が処遇に反映

上記調査結果によると、正社員の能力開発を処遇に反映させている事業所は、調査対象の70.9%でした。正社員以外は50.4%で、全体の半数を超えました。反映させていない割合は、正社員が29.0%、正社員以外が49.3%でした。

産業別の処遇に反映させている割合では、正社員が50～80%台、正社員以外は30～70%台となっています。

賃金の引き上げが最多に

処遇に反映させている事業所における反映内容を産業別にまとめると、下表のとおりです。

正社員では金融業、保険業を除く産業で、賃金（賞与・給与）の引き上げ（一時金又は手当の支給を含む）が最も多くなりました。正社員以外でも、すべての産業で最も多くなっています。

貴社では社員の能力開発を、どのように支援していらっしゃいますか。

能力開発を処遇に反映している事業所の反映内容（複数回答、%）

	賃金（賞与・給与）の 引き上げ（一時金又は 手当の支給を含む）		役職等の昇進・昇格		能力開発の成果を 活かせる部署・担当への 異動・配置転換		正社員への 転換
	正社員	正社員以外	正社員	正社員以外	正社員	正社員以外	正社員以外
総数	87.0	80.0	51.2	22.3	36.5	24.5	49.1
建設業	91.9	84.6	44.9	20.1	30.3	24.5	38.5
製造業	88.7	76.8	49.1	20.1	35.9	25.7	45.7
電気・ガス・熱供給・水道業	62.2	64.4	48.5	3.3	60.7	53.6	22.8
情報通信業	89.7	75.9	49.2	25.8	37.2	21.5	35.5
運輸業、郵便業	84.3	81.1	46.6	13.2	29.3	13.5	52.0
卸売業、小売業	84.8	78.8	51.4	25.2	39.7	28.0	52.0
金融業、保険業	65.0	52.8	69.0	16.8	59.9	31.8	45.4
不動産業、物品賃貸業	88.2	77.7	45.6	12.8	39.7	30.9	51.9
学術研究、専門・技術サービス業	90.1	85.0	51.2	9.8	33.6	18.5	36.7
宿泊業、飲食サービス業	83.5	78.4	78.1	38.5	49.4	26.3	67.4
生活関連サービス業、娯楽業	86.6	73.2	46.3	20.5	35.8	27.2	57.4
教育、学習支援業	87.1	87.6	44.5	16.5	33.1	28.6	39.5
他に分類されないサービス業	91.0	89.9	44.6	20.8	29.6	25.0	39.5

厚生労働省「令和6年度能力開発基本調査」より作成

※厚生労働省「令和6年度能力開発基本調査」

常用労働者30人以上の民営事業所から抽出した7,218事業所や、その事業所に勤める常用労働者から抽出した者などを対象に、2024年10月1日時点の状況について、年間の取組については2023年度の1年間の状況について行った調査です。詳細は次のURLのページの第10表から確認いただけます。

<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?tclass=000001229425&cycle=8&year=20241>

いよいよ年末調整の準備を行う時期になりました。今年は所得税の税制改正があり、複雑化している様子に戸惑う従業員も多いと思いますので、まずは担当者がしっかり理解した上でわかりやすく説明しておきましょう。

01 年末調整の準備



年末調整については、どこまで段取り・準備をすすめておくかで業務効率が大きく異なります。対象者へ確認する事項、提出してもらう書類も多くあります。年末調整の申告書回収をすすめる前に、変更点を整理し、従業員からの問い合わせに対応できるようにしておきましょう。申告書の提出忘れや証明書の添付もれなどがないように、回収期限を早めに設け、確認しましょう。

今年の年末調整では、基礎控除・給与所得控除の見直し、扶養親族等の所得要件の改正、特定親族特別控除の創設等が行われています。特に扶養の異動状況について確実に把握できるよう、従業員に事前周知しましょう。

年末調整を電子化している企業も増えてきています。電子化することによる業務効率化のメリットは大きいので、紙の申告書で年末調整を行っている企業では、電子化への切り替えを検討するのもよいでしょう。

02 年末賞与の支払準備



年末賞与を支給する企業では、今月は、賞与の支給額を決めるための準備があります。業績や勤務成績などの情報を整理し、人事評価資料の配付などを行いましょう。

03 所得税の予定納税額の減額申請（第2期分のみ）



11月は、所得税（復興特別所得税を含む）の予定納税第2期分の納付月です。もし、その年の申告納税見積額が予定納税基準額*に満たないと見込まれる場合には、予定納税額の減額にかかる承認を申請することができます。11月1日から11月15日まで（2025年は11月17日まで）に提出できる減額申請は、予定納税のうち第2期分のみです。

（※）予定納税基準額は、税務署が計算をして事前に納税者へ通知します。この予定納税基準額は所得税及び復興特別所得税の合計額で計算します。

04 パート等の年間収入をチェック



パートやアルバイト等においては、扶養の範囲等で働いていることが多くあります。そのため、年末になってこのまま勤務するとその収入の範囲を超えてしまうという、急に休んでしまうことが懸念されます。今のうちから収入をチェックしておき、年末の忙しい時期になって人手不足で困ることがないように、調整しておきましょう。特に今年はいわゆる年収の壁が見直されていますので、注意が必要です。

05 翌年のカレンダーの作製と年賀状の手配



会社の年度カレンダーの準備を開始しましょう。取引先へカレンダーを配る場合には、年末の挨拶に間に合うように準備しましょう。

年賀状を出す場合は、手配が必要になります。早めに送付先の確認をしておきましょう。

今月は、年末調整や賞与支給などの準備に追われます。段取りよく計画を立ててスムーズに業務ができるようにしましょう。

日	曜日	六曜	項目
1	土	友引	●過労死等防止啓発月間（～30日まで） ●労働保険未手続事業一掃強化期間（～30日まで） ●テレワーク月間（～30日まで）
2	日	先負	
3	月	仏滅	文化の日
4	火	大安	
5	水	赤口	
6	木	先勝	
7	金	友引	立冬
8	土	先負	
9	日	仏滅	●秋季全国火災予防運動（～15日まで）
10	月	大安	●源泉所得税・復興特別所得税・住民税等特別徴収分の納期限（10月分）
11	火	赤口	
12	水	先勝	
13	木	友引	
14	金	先負	●継続・有期事業概算保険料延納額の納付日（第2期分）※口座振替を利用する場合
15	土	仏滅	
16	日	大安	
17	月	赤口	●所得税の予定納税額の減額申請（第2期分のみ）提出期限
18	火	先勝	
19	水	友引	
20	木	仏滅	
21	金	大安	
22	土	赤口	小雪
23	日	先勝	勤労感謝の日
24	月	友引	振替休日
25	火	先負	
26	水	仏滅	
27	木	大安	
28	金	赤口	
29	土	先勝	
30	日	友引	●健康保険・厚生年金保険料の支払期限（10月分）（12月1日期限） ●所得税の予定納税額の納期限（第2期分）（12月1日期限） ●個人の事業税納期限（第2期分）※各都道府県の条例で定める日まで（12月1日期限）